

広島県告示第四十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百五条第一項第二号口の規定による加入区（区域及び区分）を次のとおり定めた。

平成二十一年一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

法第百四条第二号に掲げる漁業

区 域		区 分	
千年区域（千年漁業協同組合の地区）		一 主として小型機船底びき網を営む小型合 併漁業	
		二 小型機船底びき網と小型定置を併せて営 む漁業	
		三 一〜二に掲げる漁業以外の漁業	